

八戸市建設工事総合評価落札方式要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八戸市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10の2の規定による落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、一般競争入札に付するもののうち、設計金額が5千万円以上で、入札価格のほか企業の施工力等を総合的に評価することが適当と認められるものとする。

2 対象工事の選定は、八戸市入札制度等検討委員会の審議を経た上で行うものとする。

(落札者決定基準)

第3条 市長は、令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）として、対象工事ごとに、評価項目及び評価基準その他必要な事項を定めるものとする。

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第4条 市長は、落札者決定基準を定めようとするときは、令第167条の10の2第4項及び第5項並びに地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定に基づき、あらかじめ、2名以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定による意見聴取において、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて、併せて意見を聞くものとする。

(入札の公告)

第5条 市長は、総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、令第167条の6第1項の規定による公告において、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価落札方式の対象工事であること。
- (2) 評価項目及び評価基準
- (3) その他必要と認める事項

(総合評価の方法)

第6条 総合評価の方法は、入札価格から算出した得点に、各評価項目の得点の合計（以下「技術評価点」という。）を加えて得た数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\text{評価値} = 100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) + \text{技術評価点}$$

(落札者の決定方法)

第7条 落札者は、次に掲げる入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内である者
 - (2) 入札価格が八戸市低入札価格調査制度実施要綱（平成13年4月1日実施）第4に規定する調査基準価格を下回る場合は、同要綱第8の規定による調査において履行可能と認められる者
- 2 落札者決定の際に改めて学識経験者の意見聴取が必要とされた場合は、落札者決定に関し意見を聴取するものとする。
- 3 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(入札結果の公表)

第8条 市長は、総合評価落札方式の入札結果について、落札決定後速やかに公表するものとする。

(その他)

第9条 総合評価落札方式の実施について、この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年12月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。